

「現金・口座振替」でお支払いいただく 介護保険料の支払い回数が変わります。

これまでの介護保険料の「現金・口座振替でのお支払い」は毎月の年12回で、4月と7月の年2回「納付書・口座振替のお知らせ」を送付していました。

平成22年度（平成22年4月）からは、お支払いが7月～翌年3月の年9回となり「納付書・口座振替のお知らせ」の送付は7月の年1回となります。

**4月には
「納付書・口座振
替のお知らせ」は
発送しません**

* 「年金からのお支払い」の人は、これまでと同様に各偶数月の年6回となります。4月支給分の年金から保険料が天引きされる人には、4月上旬にお知らせを送付します。

平成21年度と平成22年度のお支払い方法

平成21年度

（現金・口座振替でのお支払いの人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護保険料	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期

平成22年度

（現金・口座振替でのお支払いの人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期

※加入者の異動などにより、前年度以前の保険料額に変更が生じた場合は、4月～6月の間でも変更分の保険料をお支払いいただく場合があります。

〈お支払い回数を変更する理由〉

これまでのお支払い方法は、4月～6月は原則として前年度の保険料と同額をお支払いいただく方法でした。また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料とお支払い回数が異なっており、納付者の皆さまにわかりづらくなっていました。そこで、4月～6月の仮算定（暫定）でのお支払いを廃止し、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と納期をそろえるように変更します。それによって、前年の所得が確定した時点で保険料の計算ができるようになり、納付者の皆さまにわかりやすく、月々平均してお支払いいただけるようになります。

なお、お支払い回数が増えるものなので、年間にお支払いいただく保険料の総額は変わりません。

ご利用ください

便利な

口座振替制度

介護保険料の納め忘れを防ぐためにも便利な口座振替制度をご利用ください。希望する人は、預貯金口座振替依頼書を金融機関へご提出ください。

▼問合せ先 役場健康福祉課 福祉室 ☎54・3111 (内線152)

高額医療・高額介護 合算療養費制度

平成20年4月から「高額医療・高額介護合算療養費制度」が始まりました。この制度では、同一の世帯で医療保険と介護保険の自己負担額の

合計が自己負担限度額【表1】を超える場合に、超えた金額を支給します。

対象期間は平成20年4月1日から平成21年7月31日までです。平成21年7月31日現在、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入し、申請の対象となる人には今年2月に郵送で通知しましたので、ご確認のうえ役場窓口へ申請してください。

▼通知が届かない人は 社会保険などに加入している人は、加入している医療保険者に問合せしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人で、対象期間内に転入してきた人や他の医療・介護保険に加入していた人は、該当していても通知を送付できない場合があります。該当していると思われる場合は、以前加入していた医療・介護保険が交付する「自己負担額証明書」を添付して支給申請してください。

▼福祉医療費受給資格者 福祉医療費受給資格者が支給対象となった場合は、医療費の自己負担がないため医療保険分相当額は町に返還していた

だき、介護保険分相当額のみ支給となります。

▼問合せ先

国保・後期高齢者医療保険に加入している人：役場健康福祉課保険室 ☎54・3111 (内線157)

社会保険などに加入している人：役場健康福祉課福祉室 ☎54・3111 (内線153)

【表1】世帯の自己負担限度額

※ () 内は、初年度計算期間16ヵ月での基準額です。(食費・居住費・オムツ代などの雑費は合算対象外)

所得区分	自己負担限度額	
	後期高齢者医療保険+介護保険または、国民健康保険(70~74歳)+介護保険	国民健康保険(70歳未満)+介護保険
現役並み所得者 ※1	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)
一般 ※2	56万円 (75万円)	67万円 (89万円)
低所得II ※3	31万円 (41万円)	34万円 (45万円)
低所得I ※4	19万円 (25万円)	34万円 (45万円)

- ※1 被保険者証の負担割合が3割の人
- ※2 ※1※3※4以外の人
- ※3 世帯全員が町民税非課税の人
- ※4 ※3のうち世帯全員の所得が一定基準以下(年金収入額が80万円以下などの場合)の人

